

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第38号
事故等種類	沈没
発生日時	平成26年8月3日（日） 09時00分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港南西方沖 釧路港東区南防波堤灯台から真方位245°6海里（M）付近 （概位 北緯42°56.0′ 東経144°14.0′）
事故等調査の経過	平成26年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ハヤブサ2、3.33トン
船舶番号、船舶所有者等	200-37003北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 船舶所有者、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（免許証失効中）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び船舶所有者が乗り組み、同乗者3人を乗せ、平成26年8月3日04時50分ごろ、釧路港東区の釧路川河口付近の係留場所を発し、同港南西方沖の釣り場へ向かった。</p> <p>船舶所有者は、自身の操縦免許が失効中なので、釣り場の位置を船長に指示して本船の操船を任せ、何度か釣り場を移動しながら釣りをを行い、本船は、釧路港南西方6M付近の釣り場に至って漂泊して釣りを開始した。</p> <p>本船は、漂泊して潮流に圧流されながら釣りを行った後、元の釣り場へ戻るため低速で東進中、09時00分ごろ、機関室から「ガタン」という異音が発したので、船舶所有者が船長に主機の停止を指示して機関室を確認したところ、同室に浸水していることに気付いた。</p> <p>船舶所有者は、09時02分ごろ、本船の付近で釣り中の仲間の船へ携帯電話で連絡し、救助を求めた。</p> <p>本船の乗船者5人は、09時08分ごろ来援した仲間の船に移乗し、釧路港へ戻った。</p> <p>本船は、09時12分ごろ、釧路港南西方6M付近で沈没し、8月10日に引き揚げられた後、解体処理された。</p>
気象・海象	気象：天気 霧、視程 約100m 海象：波高 約1m 釧路市には、7月29日から濃霧注意報が発表されており、本事故

	時は継続中であった。
その他の事項	<p>船長、船舶所有者及び同乗者3人は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>船舶所有者は、本事故の前年に操縦免許を失効していた。</p> <p>船舶所有者は、本事故の約3年前に、本船の機関とプロペラ軸を繋ぐユニバーサルジョイントに不具合が生じたので、バルブナットで締め上、溶接修理を施していた。</p> <p>船舶所有者は、本船を引き揚げたところ、ユニバーサルジョイントからプロペラ軸が外れており、ユニバーサルジョイント付近の船尾船底に破口が生じていることを確認した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、釧路港南西方沖を東進中、船尾船底に破口が生じたことから、機関室に浸水し、乗船者が退船した後に沈没したものと考えられる。</p> <p>船尾船底の破口は、プロペラ軸が外れた状態でユニバーサルジョイントが空回りし、船尾船底を叩き付けたことにより生じた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、釧路港南西方沖を東進中、船尾船底に破口が生じたため、機関室に浸水し、乗船者が退船した後に沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体及び機関等に不具合が生じた際は、専門業者に修理を依頼することが望ましい。